平成２３年（フ）第１１４５号
埼玉県加須市久下５丁目269番地６
債務者　田中　　寛
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４７号
埼玉県蓮田市西城２丁目149番地　エルディム岩崎Ⅱ―101号、旧住所埼玉県蓮田市椿山３丁目４番９号
債務者　岸野　嘉雄
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４８号
埼玉県蓮田市西城２丁目149番地　エルディム岩崎Ⅱ―101号、旧住所埼玉県蓮田市椿山３丁目４番９号
債務者　岸野惠理子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４１号
埼玉県新座市本多１丁目16番２―402号
債務者　立川喜代子（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
埼玉県草加市八幡町114番地５
債務者　福嶋　玉子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
埼玉県草加市氷川町2140番地21　アサヒハイツ703号
債務者　高坂　陽一
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番15―304号
債務者　金森まゆみ（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
埼玉県越谷市大字大杉99番地１
債務者　森田　由夏（旧姓河田）
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
埼玉県八潮市大字大瀬1405番地　マンションキャスバル301号、旧住所埼玉県八潮市緑町２丁目１番地17
債務者　塚本　　剛
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2802番地８
債務者　木戸　憲子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
新潟市中央区明石２丁目３番25号　市営住宅402
債務者　阿部　嗣郎
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
新潟市西区坂井575番地１　ピュアライフ坂井Ⅱ103号
債務者　中山　浩行
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６１号
新潟市東区東明５丁目２番地17　コーポサンロイヤル２―２―６号、前住所新潟市江南区長潟１丁目５番24号
債務者　鈴木　恒代
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６５号
新潟市東区太平２丁目14番地２　ぐりんべーるＳＡＫＵＲＡ―Ａ101号、前住所新潟市東区松園２丁目３番１号７　ウォーター・シールドＣ105号
債務者　宮下　信子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８７３号
大阪府守口市寺内町２丁目５番９―103号
債務者　家近　千代
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０９号
住民票上の住所大阪市中央区島之内２丁目５番５―601号
債務者　加納知代子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２３号
大阪府門真市大倉町４番13号
債務者　望月　悦子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部